

解説



国際公会計基準審議会 (IPSASB) 公開草案 第62号「金融商品」

IPSASBボードメンバー／公認会計士

いざわ けんじ
伊澤 賢司IPSASBテクニカル・アドバイザー／
公認会計士ふきや たけお
落谷 竹生

1 本公開草案の目的

公開草案第62号「金融商品」(以下「本公開草案」という。)は、2017年8月に公表された。本公開草案は、金融商品の分類、認識、測定に関する要求事項を定めている。

本公開草案は、現行のIPSAS第29号「金融商品：認識及び測定」に代わる新基準である。IPSAS第29号は国際会計基準(IAS)第39号「金融商品：認識及び測定」に基づいて開発され、2010年に公表されている。その後、国際会計基準審議会(IASB)は、IAS第39号の複雑さを解消し、提供する財務情報を充実するためにIFRS第9号「金融商品」を2014年にかけて段階的に公表した。本公開草案は、IPSASとIFRSとの整合性を維持するためにIFRS第9号に基づいて開発されたものである(図表1参照)。

IPSASBでは、複数のプロジェクトで公

的部門の主体が扱う各種の金融商品を検討中である。本公開草案はIPSAS第29号を主な修正対象としているが、派生的にIPSAS第28号「金融商品：表示」及びIPSAS第30号「金融商品：開示」も修正する(次頁の図表2参照)。

2 本公開草案と現行基準の違い

本公開草案と現行のIPSAS第29号との大きな違いは次頁の図表3の3点である。

3 金融商品の定義と代表例

IPSASにおける金融商品の定義は、IPSAS第28号「金融商品：表示」で定めているものがそのまま継続適用される。

金融商品の定義(IPSAS第28号第9項)

金融商品とは、一方の主体に金融資産を、他方の主体に金融負債又は資本性金融商品を生じさせる契約をいう。

図表1

	IPSAS	ベースとなるIFRS
現行基準	IPSAS第29号	IAS第39号
今回の提案	公開草案第62号	IFRS第9号

図表 2

現行基準・進行中のプロジェクト	公的部門特有の金融商品
IPSAS第28号「金融商品:表示」	—
IPSAS第29号「金融商品:認識及び測定」	<ul style="list-style-type: none"> • コンセSSIONナリー・ローン* • 非交換取引を通じた金融保証契約
IPSAS第30号「金融商品:開示」	—
IPSAS第28号~第30号を更新するプロジェクト(本公開草案)	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS第29号の上記2項目に、将来税収等の証券化取引を追加
収益・非交換費用のプロジェクト(進行中)	<ul style="list-style-type: none"> • 法定債権債務(税金・補助金など)
公的部門特有の金融商品のプロジェクト(進行中)	<ul style="list-style-type: none"> • 流通通貨 • 貨幣用金 • IMFクォータ出資金・特別引出権

※ コンセSSIONナリー・ローンとは、市場水準よりも低い金利や元本返済の免除条件が付されている貸付金である。代表例としては学生向けの奨学貸付金などがある。

図表 3

	本公開草案	IPSAS第29号
金融資産の分類モデル	キャッシュ・フローと資産の保有目的の2項目を判断基準とする単一の分類モデルに従って、金融資産の測定方法を公正価値又は償却原価のいずれかに分類する。	金融資産を4種類に分類し、それぞれの測定方法を指定する。 ① 当期余剰/欠損を通じて公正価値で測定する金融資産 ② 満期保有投資 ③ 貸付金及び債権 ④ 売却可能金融資産
減損	金融商品に単一の予想信用損失モデルを適用することで、より早い段階で減損損失を認識する。	資産の種類によって減損損失の認識及び測定方法が異なる。発生減損損失モデルを適用する。
ヘッジ会計	ヘッジ手段やヘッジ対象についての適格性の要件や、ヘッジの有効性に関する要求事項を緩和し、より弾力的にヘッジ会計を適用可能とした。 例えば、ヘッジ有効性の数値基準は廃止し、場合によっては定性的な条件による評価も認めている。	過度に規則主義的との批判があった。 例えば、ヘッジ有効性に関して80~125%の数値基準を定めていた。

公的部門の主体の財務諸表には、一般的に多額の金融商品が資産又は負債として計上されている。我が国の貸借対照表にも現金・預金、有価証券、貸付金、未払金、政府短期証券、公債、借入金等の金融商品が計上されている。

金融資産の代表例は、現預金である。ほかにも、未収金、貸付金(コンセSSIONナリー・ローンを含む。)、有価証券が挙げら

れる。ただし、税金・補助金などの法定債権や前払金は、本公開草案の定める金融資産ではない。

金融負債の代表例は、当座借越、未払金、借入金(債券、借入金、コンセSSIONナリー・ローンを含む。)である。

資本性金融商品は、他の主体の資産から負債を控除した残余(純資産)に対する持分を表す。資本性金融商品の代

表例は普通株式である。

ヘッジは、金利や為替等の変動リスクを回避するために用いられる。例えば、将来に精算される取引の為替レートを固定することによって、為替変動リスクを抑制することができる。

デリバティブは、金利、一般物価指数、外国為替レート等の基礎数値の変動に応じて将来のキャッシュ・フローが変動する場合に、それを現預金で清算する契約である。例えば、3か月以内に100万円の外貨を購入するという契約は、デリバティブである。将来清算するキャッシュ・フローが、通貨間の為替レートの変動に応じて変化するからである。デリバティブの代表例としては、為替予約、金利スワップ、オプションが挙げられる。

4 金融資産の分類と測定のプロ

本公開草案では、すべての金融資産に対して同じ分類アプローチを適用する。分類にあたり、次の2種類の要件を検討する。

① キャッシュ・フロー要件

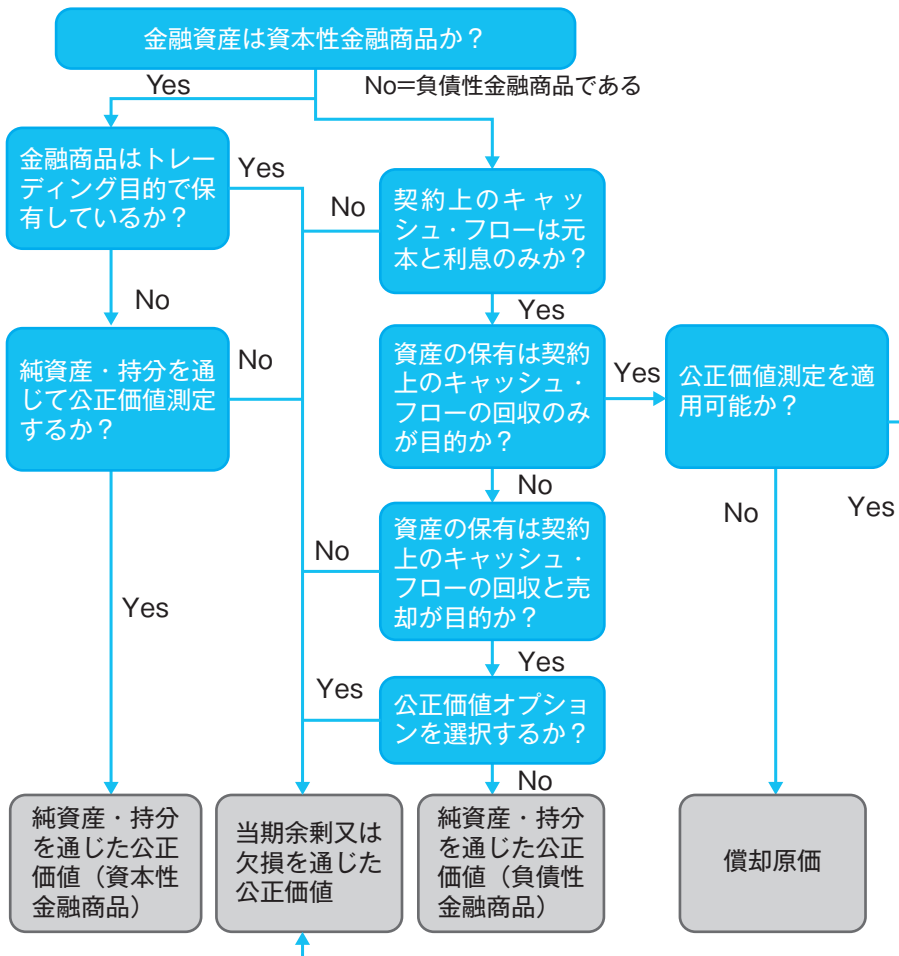
金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、特定の日に生じる元本及び元本残高に対する利息の支払いのみから構成されるか否かの要件である。

② 管理モデル要件(金融資産の保有目的)

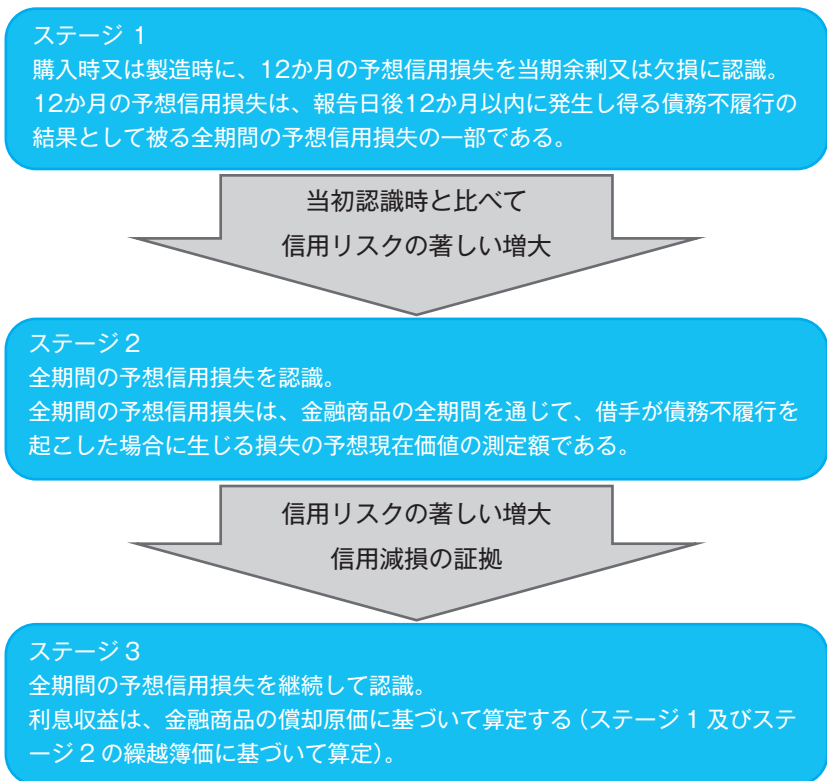
主体が金融資産をどのような目的で管理し保有しているのかが要件である。主体は、金融資産が生み出すキャッシュ・フローが、契約上のキャッシュ・フローの回収からなのか、金融資産の売却からなのか、それともその両方からなのかを決定する必要がある。

なお、本公開草案では、IPSASBの概念フレームワークには定めのない「公正価値」を測定に使用することも認めてい

図表 4 金融資産の分類と測定のプロフロー



図表 5



る。ただし、その他の包括利益の概念はIPSASBにはないので、公正価値は純資産・持分を通じて認識することになる(図表4参照)。

5 金融資産の減損：予想信用損失モデル

IPSAS第29号は金融資産の減損について「発生減損損失モデル」を適用しているが、これは信用事象が発生したという明確な証拠をもって初めて減損損失を計上する考え方である。ギリシャ危機等の反省から、実際には発生している可能性が高い減損損失の計上タイミングが遅れることに批判が起きていた。

本公開草案では、単一の予想信用損失モデルを提示している。このモデルでは減損認識の閾値を廃止しており、その代わりに主体は、各年度末において将来回収できないと予想する契約上のキャッシュ・フローを割引いて信用損失を認識することになる。

減損の判断は、信用リスクの増大に応じて3段階に区分される(図表5参照)。

6 ヘッジ会計とリスク管理の関係

近年のヘッジ会計の普及に伴い、現行のIPSAS第29号のヘッジ会計には、主体が直面するリスク及び当該リスクへの対応状況などの情報提供が不足しているとの批判が寄せられていた。

本公開草案のヘッジ会計はIFRS第9号のヘッジ会計とほぼ同様である。この新しいヘッジ会計により、ヘッジ会計の適用対象となる主体が今よりも増加することが期待される。従来の規則主義的な基準から、より主体の意図を重視する原則主義的な基準に生まれ変わっている。また、財務・非財務のリスクをヘッジする主体の管理活動をより正しく財務諸表上

に示すはずである。

ヘッジには、主に、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外事業活動体に対する純投資のヘッジの3種類があり、種類ごとに会計処理が定められている。種類と会計処理はIFRS第9号とほぼ同様なので本稿では割愛する。ただし、本公開草案では、IFRS第9号のヘッジ会計に関する経過措置(IFRS9第7.2.21項:IAS第39号のヘッジ会計の継続適用を選択可能)と同様に、現行のIPSAS第29号のヘッジ会計を引き続き適用することも選択可能とすることについて、関係者の意見を募集している。

7 IFRS第9号との主な違い

本公開草案は、IPSAS第29号から以下の記載を引き継いでいる。これらはIFRS第9号にはないものである。

- コンセSSIONナリー要素を含む貸付金・借入金に関する設例
 - 国際機関から借款を受けて、政府

が今後5年間にわたるプライマリーヘルスケア(広義の一次医療)制度を創設する場合の会計処理

- 教育省が提供する学生向けのローンで、条件を満たす学生には返済期間猶予を認める場合の会計処理など
- 公正価値測定に関するガイダンス(IFRS第13号相当の基準がないため。)
 - 活発な市場があれば市場価格、活発な市場がない場合には測定技法を使用して公正価値を算定する。
- 非交換取引から生じる資本性金融商品
 - 公的部門では、資本性金融商品が一種の補助金として使われる場

合がある。補助金としての実質を有する部分については、非交換取引から生ずる収益を扱うIPSAS第23号に従って収益を計上する。

8 我が国の実務(参考)

省庁別財務書類の作成基準において、科目別に評価基準が定められている。多くが取得原価で測定されている。ただし有価証券は図表6の区分で測定している。

上記の測定のほかに、市場価格や実質価格の著しい低下を反映するために、強制評価減の定めがおかれている(減損会計ではない)。

図表6

満期保有目的有価証券	償却原価法
満期保有目的以外の有価証券(市場価格あり)	市場価格
同上(市場価格なし)(政府出資等)	国有財産台帳価格
同上(市場価格なし)(その他)	取得原価又は償却原価